

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市立小中学校学区審議会
- 2 開催日時 平成22年9月1日（水） 午前10時30分から
午前11時45分まで
- 3 開催場所 水戸市山根市民センター 1階 ホール
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 砂川洋一，大嶺和彦，海野光子，本田和夫，高丸知道，
加藤光子，小室正己，多田厚史，網野かつや，坂口しづ子，
中川實，久信田もと子，矢口みどり，宮本茂，飯田好光
 - (2) 執行機関 鯨岡武，東小川昌夫，菊池宏，増子孝伸，穂山芳延，
小山忠，柴崎佳子，藤咲一臣，緑川義規
 - (3) その他 なし
- 5 議題及び公開・非公開の別 (1) 学区の変更について（公開）
(2) その他（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数 3人
- 8 会議資料の名称 平成22年度第1回水戸市立小中学校学区審議会資料
水戸市立小中学校の適正配置に関する指針
- 9 発言内容 別紙のとおり

別紙

1 開会

執行機関 現地視察，大変おつかれさまでした。

改めまして，本日は，大変お忙しい中，水戸市立小中学校学区審議会に御出席をいただきまして，誠にありがとうございます。

本日の審議会には，15名の委員中，全員の委員さんの御出席がありますので，水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第2項の規定によりまして，本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお，本審議会の議事録作成が義務づけされている関係から，議事録作成のための録音をさせていただきたいと思っておりますので，あらかじめ御承知置き願います。

また，本日は，3名の傍聴人が出席しておりますことを御報告いたします。傍聴人につきましては，水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により，発言，録音等はできないこととなっておりますので，御了承ください。

それでは，ただ今から水戸市立小中学校学区審議会を開会いたします。

2 教育長あいさつ

執行機関 まず，初めに，水戸市教育委員会，_____教育長からごあいさつを申し上げます。____教育長，よろしく願います。

執行機関 本日は，お忙しいところ御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

各委員の皆様には，日頃から本市の教育行政に対しまして，多大なる御理解と御尽力をいただいておりますことに，心から御礼申し上げます。

当審議会は，市立の小中学校の学校運営の適正を図り，より良い学校教育の環境を整えるため，御審議をいただく場として設置されているものでございます。

昭和50年代には，7小学校と3中学校が相次いで開校するなどしたため，学区審議会の開催も多かったようですが，平成3年4月に千波中学区が第二中学区から分離して以降は，久しく開催してまいりませんでした。しかし，平成20年度に久しぶりに審議会を開催し，酒門小学区の一部であります宅地開発区域の常磐の杜・水戸南ニュータウンを大場小学区に編入したところです。

学区につきましては，教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から，学校の規模，通学距離，道路や河川等の地理的な状況，地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯やそれぞれの地域の実情を踏まえて設定しているものでございます。

本日は，少子化の進行等により児童数が著しく減少しております山根小学区につきまして，この後，教育委員会から諮問をさせていただくわけでございます。山根小学校につきましては，本年6月1日に，山根地区自治連合会から水戸市長に対し，児童数の減少に伴い，双葉台小学校への統合に向けて要望書が提出されたところです。委員の皆様のお意見をいただき，より良い形で進めていきたいと考えておりますので，どうぞよろしく願います。

3 各委員の自己紹介

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、ここで委員の皆様の紹介を自己紹介にてお願いしたいと思います。

なお、恐れ入りますが、自己紹介はお手元にごございます資料の1ページ、水戸市立小中学校学区審議会委員名簿の記載順に従いまして、お願いいたします。

それでは、___委員からお願いいたします。

(以下、各委員自己紹介)

4 事務局職員の紹介

執行機関 ありがとうございます。

続きまして、教育委員会事務局職員を学校教育課長から紹介させていただきます。

(以下、事務局職員紹介)

5 委員の委嘱・任命及び会長・副会長の選出

執行機関 それでは、続きまして、委員の委嘱・任命及び会長・副会長の選出になりますが、その前に当審議会の条例について概要を御説明させていただいてから委嘱・任命及び選出に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明いたします。

執行機関 それでは、水戸市立小中学校学区審議会条例の概要を御説明させていただきます。お手元にごございます資料の12ページをお開きください。

まず、第1条においては、当審議会が市立小中学校の学校運営の適正を図ることを目的として設置されていることが規定されております。

第2条は当審議会の所掌事項ですが、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の学区に関する事項を審議するものと規定されております。

第3条は、当審議会の組織について、関係機関及び学識経験者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織すると規定されております。

なお、当審議会は15人の委員で構成されており、常勤一般職にある者に対しては「任命する」という表現に、それ以外の方については「委嘱します」という表現になっております。

第4条は委員の任期を規定したもので、任期は2年となります。名簿にもございますように、委員の皆様の任期は、平成22年7月2日から24年7月1日までとなります。

第5条は会長及び副会長についてですが、当審議会に委員の皆様の互選による会長を1人、副会長を2人置くことが規定されております。また、会長は審議会の会務を総理すること、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理することが規定されております。

第6条は、審議会について、会長が招集し、会長が議長となること、委員の2分の1以

上の出席がなければ開くことができないこと、議事は出席委員の過半数をもって決し、可
否同数のときは議長が決することなどが規定されております。

第7条以下は、省略させていただきます。

条例の概要は、以上でございます。

執行機関 それでは、ただ今御説明いたしました第3条の規定に基づく委員の委嘱・任命でござい
ますが、本来ならば一人一人の委員の方に委嘱状、任命状の交付をするものでござい
ますが、大変失礼ながら、今回は、交付式は省略させていただき、テーブルに置かせていた
いでおりますので、委嘱状、任命状の御確認をお願いしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

次に、第5条の規定に基づき、会長1人、副会長2人の選出を委員の皆様をお願いした
いと思います。「委員の互選により」とありますが、会長及び副会長の選出についてはい
かが取り計らったらよろしいでしょうか。

委員 事務局案は何かありますでしょうか。

執行機関 事務局案ということでございますが、ここで事務局案を申し上げてよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

執行機関 それでは、事務局案を述べさせていただきます。

会長職につきましては、前任期にもお願いしておりました____の____委員をお願いした
と考えております。また、副会長には、前回、____と____の代表の方からそれぞれ選出
させていただいておりましたので、____の____委員と____の____委員をお願いしたいと考
えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

一同 異議なし。

執行機関 異議なしということでございますので、会長に____委員、副会長に____委員と____委員
を選出することにいたしたいと思います。

それでは、____委員、____委員、____委員、恐れ入りますが、会長及び副会長席にお移
りいただきたいと思っております。

6 会長あいさつ

執行機関 それでは、ここで、選出されました会長及び副会長を代表いたしまして、会長ごあいさ
つをいただきたいと思っております。

会長、よろしく申し上げます。

会長 ただいま、会長に御指名をいただきました____の____でございます。

本日は、山根小学校を視察し、これから教育委員会より諮問をいただき、審議に入るわけでございますが、学校というものは、地域との結びつきが非常に強く、心のよりどころにもなっているものでございます。学校運営の基本となる大切なことを審議することになりますので、慎重に進めてまいりたいと思います。

なにぶん不慣れではございますが、委員の皆様への御協力をいただき、副会長ともども議事進行を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

7 諮問

執行機関 ありがとうございます。

それでは、これより条例第2条に基づき、教育委員会から審議会に対しまして、諮問を行います。

それでは、会長、____教育長、よろしくお願いいたします。

執行機関 水戸市立小中学校学区審議会条例第2条の規定に基づき、学区の変更について諮問します。

会長 お受けいたします。

8 議事

執行機関 ありがとうございます。

それでは、教育委員会からの諮問を受けまして、審議に入りたいと思います。なお、本日は、諮問の内容について御審議いただき、次回、答申の内容について御審議いただく予定でございます。

議事進行につきましては、条例第6条第1項の規定によりまして、会長さんをお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長 水戸市立小中学校学区審議会条例第6条第1項の規定に従いまして、暫時、議長を務めさせていただきますと思います。

委員の皆様方、御協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入りますが、その前に、議事録作成の関係で、議事録署名人が2名必要であるということですので、私の方から指名させていただきます。男性1名、女性1名のバランス等を考慮いたしまして、____の____委員さんと____の____委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、傍聴人につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により、発言、録音等はできないこととなっております。指示に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいま水戸市教育委員会より諮問がございました議事の(1)学区の変更につ

いて、事務局から資料の説明をお願いします。

執行機関 それでは、資料の御説明をいたします。

(資料に沿って説明)

会長 ただいま事務局から関係資料の説明がございました。

このことに関して、何か御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

委員 現在の山根小学校区に在住の児童の現状を見ると、3名が妻里小学校に通っています。審議は、あくまで山根小学校区を双葉台小学校区に編入することについてでよいのですか。妻里小学校区への編入は考えないでよいのですか。

執行機関 現在、山根小学校は双葉台中小学校区になっております。したがって、編入先は双葉台小学校です。また、地元の要望も双葉台小学校への編入であるので、教育委員会としても同小学校区への編入を協議いただきたく思います。

委員 保護者も納得しているのですか。

執行機関 要望書に署名された632名の中には、何名かの保護者も含まれております。

会長 要望書に署名したという632名は、成人ですか。

執行機関 18歳以上の7割です。

委員 統廃合の話が持ち上がったのは、いつからですか。

執行機関 署名活動が始まったのは、今年の4月から5月ごろです。ただし、一部役員からは、2月から地域で話し合いを始めたと聞いています。

会長 複式学級は平成16年に発生しました。そのときから統廃合の話が出た経緯はありますか。

執行機関 山根小学校児童減少対策協議会から山根小学校の存続が要望され、これまでは水戸市もそれを受けて、独自に教職員の配置を行い、授業は複式学級の解消を図り対応してきました。

会長 山根小学校の児童の現状を見ると、学校の指定変更手続きをして転入している方もいます。保護者の方への説得をぜひとも行っていただきたく思います。

執行機関 6月に全体説明を、8月20日を初めに4日に分けて個別面接を行いました。現在も賛成と反対の両方の意見があります。

副会長 反対しているのは何名ですか。また、理由は何ですか。

執行機関 反対は4名です。個別指導や縦割り授業などの小規模校ならではの良さがあるという話です。

副会長 校長経験者から見て、小規模校による児童への好ましい影響は何ですか。

委員 特に低学年にとってはさまざまな配慮がされ、ある意味ではぜいたくです。ただし、学校の目的は、ただ児童に配慮さえすればよいものではなく、他にも目的があることを忘れてはいけません。いろいろな人との接触も必要であり、小規模校ではそれが難しいのではないのでしょうか。

委員 これまで小規模校に通学していた児童が大規模校になじむのは、誰しも簡単にいくわけではありません。対人関係で萎縮したりもします。やはり大集団での生活に慣れる必要があるのではないのでしょうか。

委員 低学年はある程度は少人数でもよいとは思いますが。一口に小学生といっても、低学年と高学年では発達段階が異なります。ただし、いくら少人数でもよいとは言っても、1人、2人だけでは、また話が違ってきます。

副会長 いじめの問題はどうなのでしょう。統合して児童同士が仲良くできるのでしょうか。転校などでいじめが発生するのではないのでしょうか。

会長 小規模校では、いじめは少ないのではないのでしょうか。校長さんにお聞きしたいと思います。

委員 ____学校の場合、3つある小学校区のうち、他2つと比べて規模の小さい____学校があります。しかし、そこは同じクラスで固めて、周囲となじませるようにしています。生徒自らも乗り越え、周りもサポートをしており、他の小学校区の生徒と溶け込むのも早いように思います。

委員 やがては社会生活を営むのだから、大集団での生活が必要だと考えると、コミュニケーション能力を養うのに、学校にはある程度の規模があった方がよいのではないのでしょうか。

委員 保護者の不安もあるようです。学校間の交流など、その不安を解消する方策もまた必要です。

執行機関 リレー大会の合同練習や3学期の交流授業などを現在も行っています。統廃合決定後には、単発でなく、数か月かけて行う等の対策が必要になります。

会長 学校では2つの教育があります。教える教育と伝える教育です。児童の間での伝える教育、互いの切磋琢磨も必要です。

副会長 施設としては借地の部分があります。それらをこれからどうするのですか。また、地域の活性化や市民運動会などコミュニティ活動はどうするのですか。

執行機関 跡地については、要望書にもあるように、地元から地域活性化につながる有効活用が求められています。また、地域コミュニティ活動については、すでに学校と市民運動会を合同で実施しており、仮に学校が統合された場合には、役員等の負担も大きいため、山根地区の市民運動会は廃止したいとの話も伺っております。

委員 山根地区の子ども会は平成18年から人数が少ないため休会し、以降はこちらから学校を訪問し、双葉台小学校と合同で打ち合わせ等を行っております。学校の数が減るのは寂しいことですが、統合で活動の場が広がっていくのは良いことだと思います。

副会長 タイムスケジュールを見ると、廃校にするのには時間が足りないのではないのでしょうか。もう少し早く審議会を開催すべきではなかったのですか。

執行機関 学校の新設や統廃合に際しては、平成3年の千波中学校の新設、昭和48年の山根中学校廃校のときなど、毎回2回の審議会を開き、協議のうえ、答申案を出しています。また、諮問の内容によっては、短いものや長期継続審議のものもあります。

会長 これまでの意見をまとめると、諮問に対して異議はございません。審議会としては、原案どおりで結構です。詳細は正副委員長と調整して決めたいと思います。
他に何かありませんか。

委員 現在も4名の方が反対されており、そのために、答申には保護者の不安の解消に努める旨を入れていただきたい。

会長 では、入れることにしましょう。他に何かありませんか。なければ、以上といたします。

では、これにて議事を終わります。

9 閉会

執行機関 本日は、現地視察と審議会での審議と大変おつかれさまでした。次回の審議会は、今月下旬頃を予定しております。改めまして通知させていただきますので、今後とも、当審議会の運営につきまして御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。